

東京都に東日本大震災の被災者受け入れ支援を求める意見書

政府の被災者生活支援チームの調査報告によると、6月2日現在、東日本大震災を受け避難した人は、全国で12万4594人に達している。そこには岩手、宮城、福島3県の仮設入居者は含まれず、避難先は47都道府県、106市区町村に及んでいる。

また、原発事故による福島県からの避難者は警戒区域、計画的避難区域、緊急避難準備区域の住民にとどまらず、子どもへの健康被害を心配し父は現地に残り母と子どもで避難するなど家族離ればなれとなる家庭も少なくない。

東京都には、約5千人が避難所に指定されたホテルや公共住宅、あるいは親族や知人宅などに避難をしているが、自宅にいつ帰れるのか見通しが持てない中で、6か月間という入居期間を延長して、戻れる条件が整うまで今のところで安心して生活できるよう検討が求められている。

また避難者の受け入れにあたり、東京都は都営住宅や公社住宅、UR賃貸住宅への入居者に対しては、冷蔵庫やガスレンジなどの生活必需品の提供をおこなっているが、高齢者や障がい者を抱えエレベーターのない中層団地では住むことができないため、やむなく民間賃貸住宅などに避難をしている被災者には、日本赤十字社から被災者に提供されるはずの家電セットも提供されていない。被災者受け入れ自治体である東京都は、避難者固有の事情に配慮して、民間住宅や空き家を借り上げ、きめ細かい支援をおこなうべきである。

また、避難者住宅となっている都営住宅等には、厚労省の通知どおり今夏の猛暑対策としてクーラーを設置し、被災地の仮設住宅と同様の条件にすることが求められる。

よって町田市議会は、東日本大震災から都内に避難している避難者の方々の安定的な生活の場を確保するために、以下の3点の被災者受け入れ支援について東京都に強く求めるものである。

- 一、避難者住宅の入居期間を延長すること。
- 一、民間住宅の借り上げを活用し、避難形態を問わず仮設住宅と同等の支援を提供すること。
- 一、避難者住宅にクーラーを設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。